

第72期定時株主総会招集ご通知添付書類

報 告 書

第 72 期

(2022年2月1日から
2023年1月31日まで)

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査等委員会 の 監査報告
＜ 参 考 ＞
株 主 メ モ



トミタ電機株式会社

事業報告

(2022年2月1日から)
(2023年1月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、ロシアのウクライナ侵攻を起因とするエネルギーや資源価格の高騰で、インフレが急速に世界中に拡散しました。世界各国の金融引締め政策は景気の減速懸念を増大させ、不安定で先行き不透明な状況が続きました。ゼロコロナ政策を堅持して来た中国は、厳しい移動制限やロックダウンを繰り返した結果、景気後退を余儀無くされました。政策転換後も需要低迷は続き、先行き不透明感が広がりました。日本経済においては、他国との金融政策の違いが急激な為替変動を招き、エネルギー価格や各種原材料価格の高騰を増幅した物価上昇に歯止めが掛からない厳しい状況となっております。

このような市場環境の中で当社グループは、フェライトコアならびにコイルトランス製品の製造原価低減と品質改善に取り組み、世界競争に打ち勝つことのできる高性能で高品質の製品を生産すべく活動を続けてまいりました。

その結果、当連結会計年度において、フェライトコア販売は、中国市場での情報通信関連は低調でしたがEVのバッテリー管理システム向けは順調に推移しました。日本市場においては産業機器関連、工作機械関連、半導体製造装置関連などが堅調に推移しました。また、両市場ともに、需給逼迫懸念から在庫積み増し発注も見られました。コイルトランス販売も産業機器関連ならびに半導体製造装置関連が好調に推移したことから売上高は20億4百万円（前期比9.6%増）となりました。損益面では、原価率の改善、ならびに経費等の削減に努めた結果、営業利益は1億4千3百万円（前期比12.0%増）となりました。経常利益は1億3千9百万円（前期比0.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、本社工場の遊休・老朽設備を除却したことにより、9千5百万円（前期比10.6%減）となりました。

部門別の販売状況は、次のとおりであります。

企業集団の部門別販売状況

(単位：千円)

区 分	第70期 (2021年1月期)	第71期 (2022年1月期)	第72期 (当連結会計年度) (2023年1月期)
電 子 材 料	806,316	1,448,379	1,572,650
電 子 部 品	211,641	310,736	361,547
そ の 他	2,748	6,077	4,832
電子材料事業合計	1,020,706	1,765,193	1,939,030
不 動 産 賃 貸	61,358	63,346	65,221
総 合 計	1,082,064	1,828,540	2,004,251

なお、当連結会計年度におきましては、親会社株主に帰属する当期純利益9千5百万円を計上いたしました。市場ニーズに応える新製品・新材質の研究開発への投資や今後の事業展開に備えて、当連結会計年度の配当金につきましては、無配とさせていただくことといたします。株主各位への利益還元という観点からすると誠に遺憾でございますが、継続的な利益の確保と健全な財務体質の向上を図り、早期の復配を目指して全社一丸となって努力を続けてまいります。

株主の皆様には誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の新規設備への投資総額は7千6百万円で、その主なものは当社グループのフェライトコア設備増強によるものであります。

なお、当連結会計年度の設備投資は全額自己資金によってまかなっております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第 69 期 (2020年 1 月期)	第 70 期 (2021年 1 月期)	第 71 期 (2022年 1 月期)	第 72 期 (当連結会計年度) (2023年 1 月期)
売 上 高 (千円)	1,088,674	1,082,064	1,828,540	2,004,251
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△166,180	△97,912	106,723	95,444
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△251円98銭	△148円46銭	161円83銭	144円74銭
総 資 産 (千円)	4,165,993	3,979,950	4,262,608	4,554,061
純 資 産 (千円)	3,247,353	3,103,117	3,292,534	3,539,528
1株当たり純資産額	4,923円98銭	4,705円27銭	4,992円94銭	5,367円66銭

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
TOMITA FERRITE LTD.	1億9千1百36万香港ドル	100.0%	電子材料の輸出入販売
珠海富田電子有限公司	9百20万米ドル	100.0%	電子材料の製造 および輸出入販売

(注) 珠海富田電子有限公司に対する当社の議決権比率は、間接所有によるものであり、TOMITA FERRITE LTD. が100.0%を所有しております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響は以前より薄れたもののエネルギーや資源価格の高騰・高止まりならびに世界的なインフレの進行、さらに急激な為替変動など、世界経済および日本経済の先行きについては予測が大変困難な状況となっております。

当社グループを取り巻く事業環境も熾烈なグローバル競争や原材料価格動向ならびに物流の不透明感も併せて、国内外において企業間競争、価格競争は一段と厳しくなると予想されます。

このような事業環境の中で、EV、情報通信、産業機器、医療機器、省エネ・環境分野における国内外市場での新規開拓に向け、中国・香港・欧州営業とともに販売拡大を図りながら、海外生産工場の継続的な品質改善や経費削減に向けた取り組みを推進し利益重視の体制を強化してまいります。重点課題として以下の3点に取り組めます。

- ① E V等の電池管理システム・車内通信システム、通信基地局、データ・センター、半導体製造装置、産業用工作機械、医療機器等を主体とする情報通信機器ならびに産業用機器向けの新規受注の獲得
- ②原価低減に向けた品質改善と製造設備刷新、省力化、自動化の推進
- ③高信頼性、高効率化を目的とした材質開発の推進

株主の皆様におかれましては今後とも倍旧のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2023年1月31日現在)

当社グループは、磁性材料を主体とした電子材料および電子部品の製造販売ならびに国内不動産の賃貸事業を主な事業としております。

(6) 主要な営業所および工場等 (2023年1月31日現在)

区 分	所 在 地
本 社 工 場	鳥取県鳥取市
不 動 産 賃 貸 店 舗	鳥取県鳥取市
営 業 所	東京（東京都大田区）・大阪（大阪府大阪市）
TOMITA FERRITE LTD.	香港
珠 海 富 田 電 子 有 限 公 司	中国広東省

(7) 使用人の状況 (2023年1月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
291名	一名

(注) 使用人数は就業人員であります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
40名	一名	48.2歳	23.3年

(注) 1. 社外への出向者2名を含めておりません。
2. 使用人数は就業人員であります。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年1月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 1,600,000株
- ② 発行済株式の総数 816,979株
- ③ 株主数 1,216名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	所有株式数	持株比率
プランニングカミヤ株式会社	129,412株	19.62%
神谷哲郎	74,882株	11.35%
株式会社山陰合同銀行	23,360株	3.54%
神谷幸之助	19,500株	2.95%
J P モルガン証券株式会社	17,500株	2.65%
神谷滋	12,304株	1.86%
株式会社 S B I ネオトレード証券	10,700株	1.62%
株式会社 D M M. c o m 証券	10,100株	1.53%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS MILM FE	7,798株	1.18%
佐野和代	6,700株	1.01%

(注) 持株比率は自己株式 (157,561株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2023年1月31日現在)
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の様況

① 取締役の様況 (2023年1月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の様況
代表取締役社長	神谷哲郎	プランニングカミヤ株式会社代表取締役
取締役	白間広章	総合技術部長 TOMITA FERRITE LTD. 取締役 珠海富田電子有限公司副董事長
取締役	神谷陽一郎	管理本部長 TOMITA FERRITE LTD. 取締役 珠海富田電子有限公司董事兼総経理
取締役 (常勤監査等委員)	西尾慎一	
取締役 (監査等委員)	大田原俊輔	弁護士法人やわらぎ代表社員弁護士
取締役 (監査等委員)	山本庄英	株式会社アピオン代表取締役 中部都市企画株式会社代表取締役

- (注) 1. 西尾慎一氏、大田原俊輔氏および山本庄英氏は社外取締役であります。
2. 当社は、大田原俊輔氏および山本庄英氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 西尾慎一氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、常勤の監査等委員を置くことにより実効性のある監査・監督体制を確保するためであります。
4. 常勤監査等委員西尾慎一氏は、他社において総務・経理部門を統轄する業務管理部長の経験を持ち、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 事業年度中に退任した取締役 該当事項はありません。

③ 取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2021年2月25日開催の取締役会にて、「役員報酬に関する基本方針」を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

役員の報酬等は、基本報酬と退職慰労金により構成され、株主総会の承認により決定された報酬総額の限度内において、基本報酬は社内規程のとおり、月例の固定報酬とし、世間水準および経営内容、従業員給与等のバランスを考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。また、退職慰労金は社内規程に基づき毎年一定額を引き当て、退任時に一括して支給する方針としています。取締役（監査等委員を除く）の報酬については、取締役会で決定し、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議で決定しております。なお、取締役（監査等委員を除く）および監査等委員である取締役の報酬について、非金銭報酬等の支給はなく、業績連動型報酬の報酬制度も採用しておりません。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く）	3名	33百万円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (3名)	6百万円 (6百万円)
合 計	6名	40百万円

- (注) 1. 使用人兼務取締役はおりません。
 2. 支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額11百万円（取締役6名分11百万円（うち社外取締役3名分67万円））が含まれております。
 3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年4月26日開催の第65期定時株主総会において年額110百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名です。
 4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年4月26日開催の第65期定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役大田原俊輔氏は、弁護士法人やわらぎ代表社員弁護士であります。なお、当社と同弁護士法人との間には特別な関係はありません。

また、取締役山本庄英氏は、株式会社アピオンの代表取締役および中部都市企画株式会社の代表取締役であります。なお、当社とこれら法人との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
社外取締役 (監査等委員) 西尾 慎一	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、監査等委員会5回全てに出席いたしました。企業経営を通じて得た豊富な知識と経験から取締役会、監査等委員会で適宜質問し、必要な発言を行っており、社外取締役としての役割・責務を果たしております。
社外取締役 (監査等委員) 大田原 俊輔	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、監査等委員会5回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的な知識と経験による法律面から取締役会、監査等委員会で適宜質問し、必要な発言を行っており、社外取締役としての役割・責務を果たしております。
社外取締役 (監査等委員) 山本 庄英	当事業年度に開催された取締役会12回のうち10回に出席し、監査等委員会5回全てに出席いたしました。複数企業の経営に関与しており、豊富な知識と経験から取締役会、監査等委員会で適宜質問し、必要な発言を行っており、社外取締役としての役割・責務を果たしております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 アスカ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	10百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	10百万円

- (注) 1. 当社海外子会社2社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠などについて検証を行い、総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は上記の場合のほか、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性および効率性、継続監査年数などを勘案し、会計監査人として適当でないと判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てにより表示しております。

連結貸借対照表

(2023年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,452,397	流 動 負 債	313,444
現金及び預金	1,060,870	支払手形及び買掛金	138,244
受取手形及び売掛金	509,475	未払法人税等	30,002
商品及び製品	291,179	未払費用	96,862
仕掛品	366,336	受注損失引当金	525
原材料及び貯蔵品	175,572	賞与引当金	20,818
その他	51,575	前受収益	5,669
貸倒引当金	△2,611	その他	21,322
固 定 資 産	2,101,663	固 定 負 債	701,087
有 形 固 定 資 産	2,000,478	退職給付に係る負債	20,842
建物及び構築物	150,404	役員退職慰労引当金	326,039
機械装置及び運搬具	104,642	預り保証金	133,059
土地	1,715,312	長期前受収益	11,067
建設仮勘定	17,970	再評価に係る繰延税金負債	204,932
その他	12,147	その他	5,147
無 形 固 定 資 産	40,042	負 債 合 計	1,014,532
投 資 其 他 の 資 産	61,143	純 資 産 の 部	
投資有価証券	40,203	株 主 資 本	3,121,629
長期前払費用	1,612	資 本 金	1,966,818
繰延税金資産	18,292	資 本 剰 余 金	1,007,318
その他	1,035	利 益 剰 余 金	375,120
資 産 合 計	4,554,061	自 己 株 式	△227,627
		その他の包括利益累計額	417,899
		その他有価証券	△3,204
		評 価 差 額 金	311,550
		土 地 再 評 価 差 額 金	109,553
		為 替 換 算 調 整 勘 定	
		純 資 産 合 計	3,539,528
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	4,554,061

(注) 千円未満は切り捨てにより表示しております。

連結損益計算書

(2022年2月1日から
2023年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		2,004,251
売上原価		1,361,463
売上総利益		642,788
販売費及び一般管理費		499,238
営業利益		143,549
営業外収益		
受取利息	697	
受取配当金	1,897	
助成金収入	4,199	
金型売却益	6,700	
スクラップ売却益	606	
その他	1,036	15,138
営業外費用		
支払利息	791	
製品補償費用	7	
為替差損	17,475	
その他	1,166	19,441
経常利益		139,247
特別損失		
固定資産売却損	171	
固定資産除却損	2,582	
廃棄物処理費用	16,809	19,563
税金等調整前当期純利益		119,684
法人税、住民税及び事業税	44,524	
法人税等調整額	△20,284	24,239
当期純利益		95,444
親会社株主に帰属する当期純利益		95,444

(注) 千円未満は切り捨てにより表示しております。

貸借対照表

(2023年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	1,347,146	流動負債	197,188
現金及び預金	441,001	買掛金	113,687
受取手形	121,248	未払金	10,380
売掛金	172,075	未払費用	23,218
商品及び製品	186,128	未払法人税等	15,662
仕掛品	228,379	賞与引当金	20,818
原材料及び貯蔵品	142,095	前受収益	5,669
その他	56,314	その他	7,751
貸倒引当金	△96	固定負債	701,087
固定資産	2,670,508	退職給付引当金	20,842
有形固定資産	1,905,587	役員退職慰労引当金	326,039
建物	144,902	預り保証金	133,059
構築物	364	長期前受収益	11,067
機械及び装置	19,218	再評価に係る繰延税金負債	204,932
車輜運搬具	545	その他	5,147
工具器具及び備品	3,005	負債合計	898,275
リース資産	6,838	純資産の部	
土地	1,715,312	株主資本	2,811,033
建設仮勘定	15,400	資本金	1,966,818
無形固定資産	156	資本剰余金	1,007,318
電話加入権	156	資本準備金	1,007,318
投資その他の資産	764,763	利益剰余金	64,523
投資有価証券	40,203	その他利益剰余金	64,523
関係会社株式	589,290	繰越利益剰余金	64,523
関係会社長期貸付金	122,428	自己株式	△227,627
長期前払費用	34	評価・換算差額等	308,345
繰延税金資産	11,807	その他有価証券評価差額金	△3,204
その他	1,035	土地再評価差額金	311,550
貸倒引当金	△36	純資産合計	3,119,378
資産合計	4,017,654	負債及び純資産合計	4,017,654

(注) 千円未満は切り捨てにより表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年2月1日から)
(2023年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		1,300,402
売 上 原 価		1,033,584
売 上 総 利 益		266,818
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		240,113
営 業 利 益		26,704
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,513	
受 取 配 当 金	1,897	
助 成 金 収 入	570	
金 型 売 却 益	9,288	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	150	
為 替 差 益	15,878	
そ の 他	1,072	31,370
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	791	
製 品 補 償 費 用	3	
そ の 他	246	1,041
経 常 利 益		57,033
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,198	
廃 棄 物 処 理 費 用	16,809	18,007
税 引 前 当 期 純 利 益		39,026
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	12,626	
法 人 税 等 調 整 額	△13,800	△1,173
当 期 純 利 益		40,199

(注) 千円未満は切り捨てにより表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年3月13日

トミタ電機株式会社
取締役会 御中

アスカ監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 石 渡 裕 一 朗
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 若 尾 典 邦
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トミタ電機株式会社の2022年2月1日から2023年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トミタ電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年3月13日

トミタ電機株式会社
取締役会 御中

アスカ監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 石 渡 裕 一 朗
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 若 尾 典 邦
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トミタ電機株式会社の2022年2月1日から2023年1月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2022年2月1日から2023年1月31日までの第72期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い会社の内部統制部門と連携のうえ、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況を監査及び検証いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年3月14日

トミタ電機株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 西尾 慎一 ⑩
(社外取締役)

監査等委員 大田原 俊輔 ⑩
(社外取締役)

監査等委員 山本 庄英 ⑩
(社外取締役)

以上

<ご参考> 株主メモ

事業年度	毎年2月1日から翌年1月31日まで
定時株主総会	毎年4月
定時株主総会の基準日	1月31日
剰余金の配当の基準日	1月31日 中間配当を行うときは7月31日
株主名簿管理人および 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人 事務取扱場所	大阪府中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話照会先	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル) 受付時間 9:00~17:00 (土日休日を除く)
インターネット ホームページURL	https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/
単元株式数	100株
公告方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。 (https://www.tomita-electric.com/)

【株式に関する住所変更等のお手続きについてのご照会】

証券会社の口座をご利用の株主様は、三井住友信託銀行株式会社ではお手続きができませんので、取引証券会社へご照会ください。

証券会社の口座をご利用でない株主様は、上記電話照会先までご連絡ください。

※当社は、「株主総会決議ご通知」につきまして、第63期定時株主総会決議より、当社ウェブサイトでの公開のみとし、印刷物の発送を見合わせております。省エネ化・省資源化への取り組みの一環であり、株主の皆様にはご理解賜りますようお願い申し上げます。